

保育利用（2・3号認定子ども）の保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育・教育認定課長

### 新型コロナウイルス感染症にかかる利用料日割り対応の終了について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、必要な日及び時間でのご利用について、ご協力ありがとうございます。

さて、利用料（保育料）については通常、風邪等によりお休みした場合には日割り対応を行っておりませんが、新型コロナウイルス感染症への対応では、児童が陽性となった場合等に内閣府令に基づいて利用料を日割りする対応を行っております。

この取り扱いについて、先般、内閣府・厚生労働省より令和5年4月以降は当該措置を廃止する旨の通知が発出されたことから、本市におきましても、利用料の日割り対応を終了することといたしましたので、お知らせいたします。

#### 1 利用料（保育料）の日割り対応について

新型コロナウイルス感染症にかかる0～2歳児クラスの利用料（保育料）の日割り対応については、「令和5年3月31日」をもって終了します。新型コロナウイルス感染症にかかる陽性・濃厚接触者・休園等すべて同様の取扱いとなります。

- ・ 3月31日までにお休みした分 → 利用料を日割りします。
- ・ 4月1日以降にお休みした分 → 利用料は日割りしません。

（例：3月中に陽性となった場合であっても、4月1日以降にお休みした分は日割りされません。）

#### 2 その他

新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者について、感染症法に基づいた自宅療養や不要不急の外出自粛となる取扱い等は継続されていますので、陽性者又は濃厚接触者となった場合は、これまでと同様に、規定されている療養期間や待機期間については、園をお休みいただく必要があります。

また、引き続きのお願いとなりますが、新型コロナウイルス感染症に限らず、発熱等の症状がみられる場合はお休みするなど、日常的なお子様の健康管理や施設の感染症対策についても、ご協力をお願いします。

#### 【担当】

（施設で新型コロナウイルスが発生した場合の対応）

こども青少年局 保育・教育運営課 671-3564

（利用料の日割りにかかる運用について）

こども青少年局 保育・教育認定課 671-0255